

# 山梨県公報

第六百五十九号

令和八年

六月一日

月曜日

## 目次

### 告示

○令和八年度地籍調査事業計画の決定

○道路の区域変更

### 公告

○落札者の決定について（二件）

○令和八年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度

○土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更

○公共測量の終了

# 告 示

## 山梨県告示第百七十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第二項の規定により令和八年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。

令和八年六月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 国土調査の指定年月日 令和八年五月二十二日
- 二 調査を行う者の名称 甲府市、山梨市、甲斐市、甲州市、市川三郷町、身延町及び山中湖村
- 三 調査地域 甲府市上帯那町及び下帯那町、山梨市牧丘町牧平、甲斐市吉沢、甲州市塩山牛奥、西八代郡市川三郷町上野及び中山、南巨摩郡身延町飯富、岩欠、相又、上田原及び横根中並びに南都留郡山中湖村山中の各一部
- 四 調査期間 令和八年四月七日から令和九年三月三十一日まで

山梨県告示第百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所（身延支所を除く。）において、この告示の日から令和八年六月二十二日まで一般の縦覧に供する。

令和八年六月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市川三郷身延線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡身延町北川字後山四〇一一番一 地先から 南巨摩郡身延町北川字後山四〇三二番二 地先まで	一五・〇〇 五七・一	九・九〇 一七・六		四九・九

# 公 告

◎ 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和八年六月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 落札に係る借入物品等

(一) 名称 セキュリティ関連システム

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県新価値創造推進局DX課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 令和八年三月二十三日

四 落札者

(一) 名称 NECキャピタルソリューション株式会社

(二) 住所 東京都港区港南二丁目十五番三号

五 落札金額 六億四千六百三十五万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に

よる公告を行った日 令和八年二月九日

◎ 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和八年六月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 落札に係る業務

- (一) 名称 行政情報ネットワーク改修業務（機器調達等）
- (二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県新価値創造推進局DX課
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 令和八年三月二十六日

四 落札者

- (一) 名称 株式会社カルク
- (二) 住所 山梨県中央市乙黒一五八・二
- 五 落札金額 七千百三十三万一千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和八年二月十二日

◎ 令和八年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度  
 森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、  
 令和八年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第  
 二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のと  
 おり公表する。

令和八年六月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、六一五・三四ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一八三・四六ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、一四二・五一ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一一〇・五九ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鰍沢地区水源かん養保安林	一、七一八・八九ヘクタール
鰍沢地区土砂流出防備保安林	一五五・三九ヘクタール
鰍沢地区干害防備保安林	三・八九ヘクタール
鰍沢地区保健保安林	一一・五六ヘクタール
韮崎地区水源かん養保安林	一、〇五四・四四ヘクタール
韮崎地区土砂流出防備保安林	五三五・一二ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	七二五・五二ヘクタール
多摩川上流土砂流出防備保安林	一九・〇四ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一、一〇八・四〇ヘクタール
相模川中流土砂流出防備保安林	一五一・三二ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一一六・八三ヘクタール
相模川上流土砂流出防備保安林	一五七・七一ヘクタール

◎ 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業（龍岡地区 経営体育成基盤整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和八年六月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 変更後の県営土地改良事業計画の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和八年六月二十九日まで
- 三 縦覧場所 韮崎市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和八年七月七日まで

◎ 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により峡東農務事務所長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和八年六月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（三級基準点網図）
- 二 測量の地域 山梨県笛吹市の一部
- 三 測量の期間 令和七年十一月二十一日から令和八年三月十三日まで